

内閣府
総務省
財務省
告示第二号
経済産業省

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令第一号）第九条第二号の規定に基づき、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

総務大臣 佐藤 勉

財務大臣 与謝野 馨

経済産業大臣 二階 俊博

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が、その特定関係者（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の二に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）の解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡に際し、機構の取引の通常 conditions に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、機構により大きな不利益を生ずるおそれがある場合